

国地契第81号  
国官技第136号  
国営計第84号  
平成17年10月7日

各地方整備局総務部長 あて  
各地方整備局企画部長 あて  
各地方整備局営繕部長 あて

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長

### 一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について

一般競争入札方式の拡大については、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号。下記において「官房長通知」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

#### 記

##### 1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、別紙1に示す標準的日数を参考とすること。

##### 2 競争参加資格における等級区分等について

- (1) 官房長通知記3(1)②の「対象工事に対応する等級区分」については、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がなければ、複数の等級区分を対象とすることができること。
- (2) 官房長通知記3(1)④の「工事成績評定表」とは、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）第5第2項に規定するものをいうこと。
- (3) 官房長通知記3(1)④及び⑤の「国土交通省が発注した工事のうち一定のもの」とは、次に掲げる工事（平成8年4月1日以降に完成したものに限る。）をいうこと。
  - ① 大臣官房官庁営繕部所掌の工事
  - ② 地方整備局（旧地方建設局を含む。）所掌の工事（港湾空港関係を除く。）

- (4) 官房長通知記 3 (1)④及び⑤の「一定の点数」とは、65点とすること。
- (5) 官房長通知記 3 (1)⑩の「一定の区域内」については、十分な競争性が確保されるよう留意して定めること。
- (6) 官房長通知記 3 (1)⑧、⑩及び⑫に掲げる事項については、競争参加資格として掲げる必要のない工事については、掲げないことができること。
- (7) 官房長通知記 3 (1)⑫の「その他地方整備局長等が必要と認める事項」とは、例えば、当該工事に特に要する技術者など合理的な事項を競争性に十分留意して定めること。

### 3 競争参加資格の決定及び確認について

- (1) 地方整備局長等は、競争参加資格の決定及び確認を行うに当たり、技術審査会を活用すること。
- (2) 技術審査会の構成員は、原則として、次に掲げるところによること。
  - ① 地方整備局の本局の技術審査会にあつては、次に掲げる者
    - イ 技術開発調整官
    - ロ 契約管理官
    - ハ 当該工事を所掌する部の調査官等
    - ニ 契約課長
    - ホ 技術管理課長（建築事業に係る工事にあつては技術・評価課長）
    - ヘ 当該工事を所掌する課の長
    - ト 当該工事を担当する事務所の長
  - ② 事務所の技術審査会にあつては、次に掲げる者
    - イ 事務所長
    - ロ 副所長（事務）
    - ハ 担当副所長（技術）
    - ニ 契約事務管理官
    - ホ 工事施工管理官
    - ヘ 経理課長（経理課が置かれていない事務所にあつては総務課長）
    - ト 当該工事を所掌する課の長

### 4 入札説明書の交付について

見積りを行うために必要な図面及び仕様書は、少なくとも入札日の12日前に交付すること。ただし、数量算出根拠や施工のために必要となる図面については、追加して交付することができること。

### 5 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料について

- (1) 官房長通知記 6 の競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料並びに同記 9 の競争参加資格の確認の結果の書面の取扱いについては、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。
- (2) 官房長通知記 6 (2)による提出期間の設定に当たっては、別紙 1 の標準的日数を参考の上、その提出に必要な日数を確保すること。
- (3) 官房長通知別添 2（標準入札説明書例） 7 (3)の「工事成績評定通知書」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）の別記様式第2の工事成績評定通知書
  - ② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）の別記様式第2の工事成績評定通知書
  - ③ 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
  - ④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
  - ⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国官技第34号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- (4) 評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、官房長通知別添2（標準入札説明書例）記7(3)の規定により提出すべき工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付すること。
- (5) 官房長通知記7(2)の同記7(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類としては、当面、同記7(1)①の同種の工事の施工実績として記載された工事に係る契約書の写しを求めること。ただし、この場合において、当該同種の工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要がないとの取扱いをすること。

## 6 競争参加資格がないと認めた理由の説明の要求があった場合等における入札の執行の延期

官房長通知記10(1)による説明要求があったときは、速やかに入札を延期することとし、予決令第74条に従い、掲示及びホームページへの掲載により、別紙2の入札公告の訂正の記載例に従い公告すること。

また、「談合情報対応マニュアル」（平成15年3月10日付け国地契第92号の別添2）第2の1(2)による入札の延期（「談合疑義事実処理マニュアル」（平成15年3月10日付け国地契第92号の別添3）第2において準用する場合を含む。）についても同様に行うこと。

## 7 技術者の配置について

官房長通知記17(3)の措置については、「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）5.2に基づき行うこと。

附 則

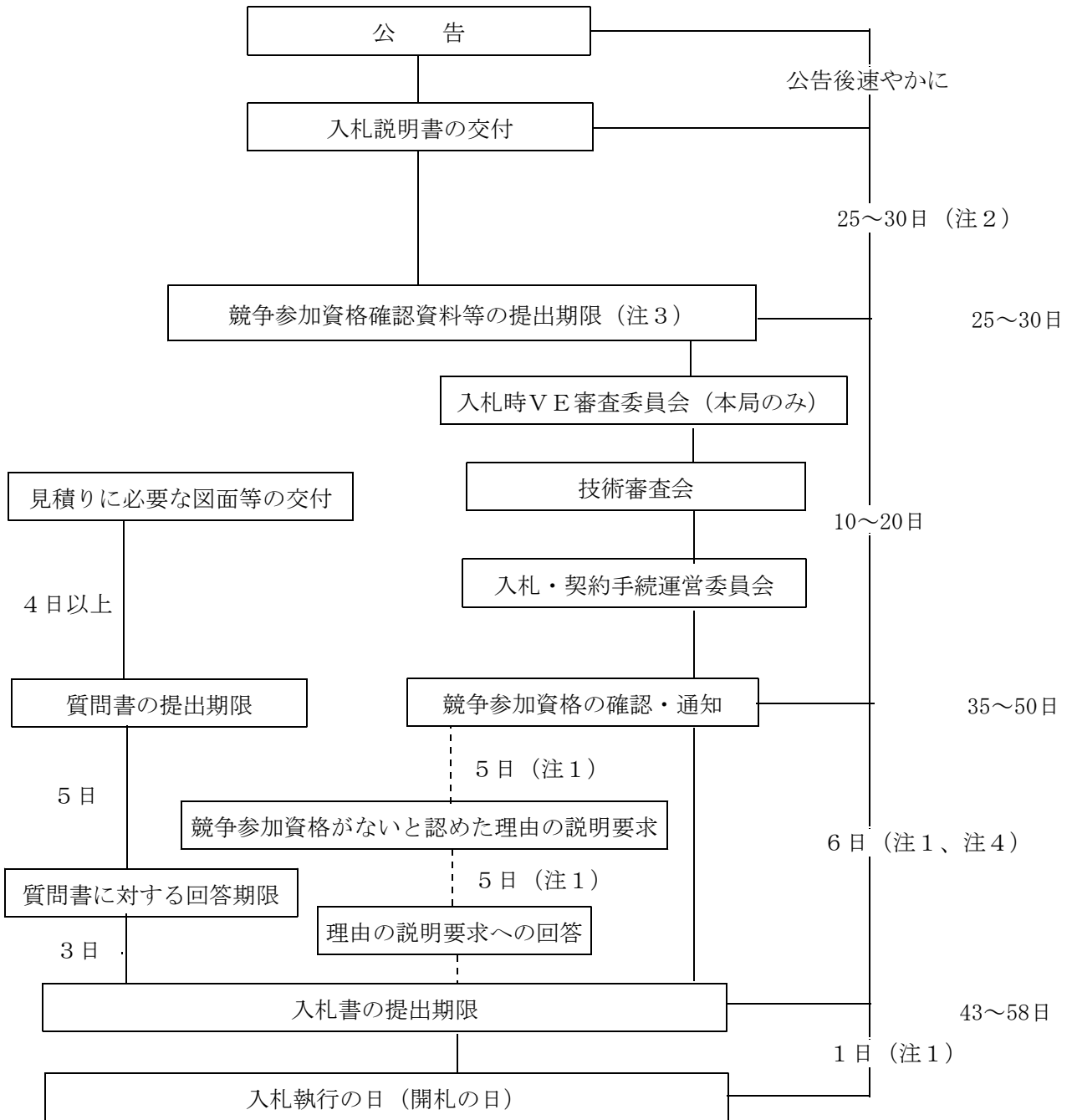
(適用期日)

- 1 この通知は、官房長通知の適用の日から適用する。  
（「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」の一部改正）
- 2 「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」（平成13年11月30日付け国地契第36号）の一部を次のように改正する。  
本文中「一般競争入札対象工事」の次に「（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象工事に限る。）」を加える。

別紙 1

【一般競争方式（総合評価落札方式の場合）の実施手順】

標準的日数 累計日数



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 技術的な工夫の余地の少ない簡易な工事の場合、標準的には10日以上とする。

(注3) 入札まで随時提出を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げることができる。

(注4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

別紙2

【入札公告の訂正の記載例】

入札公告（建設工事）の訂正  
入札公告を次のとおり訂正します。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇

- 1 公告日 平成〇〇年〇月〇日
- 2 工事名 〇〇〇〇建設工事
- 3 訂正内容

3(4)中「入札書は、平成〇年〇月〇日〇時〇〇分までに」を「入札書は、平成△年△月△日△△時△△分までに」に、「開札は、平成〇年〇月〇日〇時〇分」を「開札は、平成△年△月△時△分」に訂正する。